

排出権取引専門委員会の検討状況
東京都排出量取引制度の会計処理 ディスカッション・ポイント

- 東京都では 2010 年 4 月から大規模事業所を対象に排出量取引制度が導入されている。実務対応報告第 15 号「排出量取引の会計処理に関する当面の取扱い」では、政府の試行排出量取引スキームの会計処理について定められているが、東京都排出量取引制度の取扱いについては明示されていないことから、排出量取引専門委員会で検討を行った。
- ディスカッション・ポイント

東京都排出量取引制度の会計処理について、新たな取扱いを設けず、以下のとおりでよいか。

- 基本的な考え方：クレジットの取得、売却時については、当面、実務対応報告第 15 号「排出量取引の会計処理に関する当面の取扱い」で定められている試行排出量取引スキームの会計処理に準じて処理することで問題ないと考えられる。一方、条例に基づく制度であり、罰則も伴うことから、場合によっては引当金の計上又は偶発債務の注記の検討が必要となると考えられる。
- 第一計画期間（2010～2014 年度）の削減目標を最終的に達成したことにより交付されるクレジットの取扱いについては、現在開発中の国際会計基準での取扱いがどのようになるのか見極めたうえで、一般管理口座と指定管理口座とで取扱いを異にすべきかどうかを含め、今後、ASBJ で検討を進める。

以 上